

「プレアボイド」という言葉が利用されるようになった事例

1. 薬局の調剤報酬に関連した通知として、厚生労働省より「『薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について』の改正について」([薬生総発 1006 第1号](#), 平成 29 年 10 月 6 日付け)が発出され、「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無」が求められ、「プレアボイド」という言葉が明記されました。
2. [平成 30 年度診療報酬改定](#)により新設された地域医療に貢献する薬局を評価する「地域支援体制加算」の施設基準(5)「医療安全に関する取組の実施」の(ア)「プレアボイド事例の把握・収集」が要件の一つとして明記されました。
3. 薬学教育協議会(令和 5 年度 文部科学省 大学における医療人養成の在り方に関する調査研究)より発行された「[臨床における実務実習に関するガイドライン ～薬学教育モデル・コア・カリキュラム\(令和 4 年度改訂版\)対応～](#)」(令和 5 年 12 月)の「F-3-3 医療安全の実践」の項目の標準的な実習内容(例示)に「自らのヒヤリ・ハットやプレアボイド事例の報告、振り返り、分析、提案経験」と記載があり、評価ルーブリックに「自身の経験を振り返り、各種手順書への反映やプレアボイド報告等を通じ、医療安全の質向上に積極的に関与する」と記載されています。